

財団法人 十勝圏振興機構

## 退職手当に関する規則

# 財団法人十勝圏振興機構 退職手当に関する規則

(平成5年8月9日 制定)

(平成6年2月28日 一部改正)

## (目的)

第1条 この規則は、財団法人十勝圏振興機構（以下「財団」という。）就業規則第34条の規定に基づき財団員（以下「職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (退職手当の支給)

第2条 この規則の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

## (普通退職の場合の退職手当)

第3条 次条又は第5条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員が休職、停職、減給その他事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法別表第1に掲げる程度の廃疾の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するとき、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| (1) 勤続期間1年以上5年以下の者   | 100分の60 |
| (2) 勤続期間6年以上10年以下の者  | 100分の75 |
| (3) 勤続期間11年以上19年以下の者 | 100分の80 |

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第 4 条 25 年以上勤続して退職した者(次条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。)又は 20 年以上 25 年未満の期間勤続し定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、財団の財団員の定年等に関する規則第 4 条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。次条において同じ。)及び 20 年以上 25 年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- (2) 11 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- (3) 21 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (4) 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 125

2 前項の規定は、20 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以降その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当)

第 5 条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は 25 年以上勤続しその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、理事長の承認を得たもの、業務上の傷病又は死亡により退職した者及び 25 年以上勤務し定年に達したことにより退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (2) 11 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- (3) 21 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- (4) 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 150

2 前条の規定は、25 年以上勤続した者で、死亡により退職し、又は定年に達した日以降その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。

3 第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 勤続期間1年未満の者     | 100分の270 |
| (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 | 100分の360 |
| (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 | 100分の450 |
| (4) 勤続期間3年以上の者     | 100分の540 |

4 前項の基本給月額、給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第5条の2 前条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(業務によることの認定の基準)

第6条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のものであるかどうかを認定するに当たっては、労働者災害補償保険法の規定により職員の業務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の最高限度額)

第7条 第3条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(第9条第1項各号の一つに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 前3項の規定による在職期間のうち財団就業規則第10条の規定による休職（業務上による休職を除く。）、同規則第43条の規定による停職、その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、第5条第3項の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（退職手当の支給制限）

第9条 第3条から第5条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

- (1) 就業規則第43条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
- (2) 就業規則第5条の規定により失職又はこれに準ずる退職をした者

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第10条 職員の退職が労働基準法第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第11条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

( 遺族からの排除 )

第11条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

( 起訴中に退職した場合の退職手当の取扱 )

第12条 職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。

- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

( 退職手当の返納 )

第12条の2 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

( 委 任 )

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年8月9日から施行する。

附 則 (平成6年2月28日)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。